

【前文】

手話は、手指の動きや表情を使って視覚的に表現する言語であり、ろう者が物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解しあうための大切な手段として受け継がれてきた。

しかし、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は必要な情報を得ることも十分に意思疎通を図ることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語として位置付けられたものの、いまだ手話とろう者に対する理解が深まっているとは言えないことから、手話とろう者に対する町民の理解を促進し、手話を広く普及していく必要がある。

ここに、手話は言語であるとの認識に立ち、町民に手話とろう者に対する理解を広め、町民一人ひとりが互いを理解し、人格と個性を尊重しながら共生する「ともに生きる地域づくり」を実現するため、この条例を制定する。

（解説）

大泉町手話言語条例制定の趣旨を説明しています。

手話はろう者にとって、意思疎通を図り、知識を蓄積し文化を創造するための言語として、ろう者の間で受け継がれてきました。

しかし、これまで、ろう者にとって手話が言語であるにもかかわらず、その使用は認められてこなかったため、不自由を強いられてきたという歴史があります。

こうした経緯の中、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約第2条において、「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいうと定義されました。また、我が国でも、障害者基本法第3条第3号において「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるととともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」と規定されましたが、いまだ手話とろう者に対する理解が深まっているとは言えません。

このことから、手話を言語として認識し、手話とろう者に対する理解を促進し、手話

ひろ ふきゅう ひつよう
を広く普及していく必要があります。

そこで、^{ちょうみん}町民に^{しゅわ}手話とろう者に対する^{しゃ}理解を^{たい}広め、^{りかい}全ての^{ひろ}町民が^{すべ}互いの^{ちょうみん}人格と^{たが}個性^{じんかく}と^{こせい}個性
^{そんちょう}を^{きょうせい}尊重し、^{ちいき}共生する^{じつげん}地域づくりを実現するため、この^{じょうれい}条例を^{せいてい}制定します。

もくてき
(目的)

第1条 この条例は、^{しゅわ}手話が^{げんご}言語であるとの^{にんしき}認識に基づき、^{もと}手話に関する^{しゅわ}基本理念^{かん}を^{きほんりねん}定め、^{さだ}町の^{まち}責務及び^{せきむ}町民の^{およ}役割等を^{ちょうみん}明らかにするとともに、^{やくわりとう}手話に関する^{あき}施策^{しゅわ}の^{かん}総合的かつ^{せさく}計画的な^{しゅわ}推進に必要な^{せさく}方針を^{しゅわ}定めることにより、^{かん}町民の手話及び^{およ}ろう者に対する^{しゅわ}理解の^{およ}促進並びに^{しゅわ}手話の^{ふきゅう}普及を図り、^{はか}もって^{すべ}全ての^{ちょうみん}町民が^いともに^い生きる^{ちいき}地域社会を実現することを^{もくてき}目的とする。

かいせつ
(解説)

^{じょうれい}条例の^{もくてき}目的を^{さだ}定めています。

^{しょうがいしゃ}障害者の^{けんり}権利に関する^{かん}条約及び^{じょうやくおよ}障害者^{しょうがいしゃ}基本法^{きほんほう}において、^{しゅわ}手話が^{げんご}言語であると^{きてい}規定
されていますが、^{いまだ}いまだ^{しゅわ}手話とろう者に対する^{しゃ}理解が^{たい}深ま^{りかい}っていない^{ふか}ことは^い言えないことか
ら、^{しゅわ}手話が^{げんご}言語であると^{にんしき}認識し、^{しゅわ}手話に関する^{かん}基本理念^{きほんりねん}を^{さだ}定めることとし、^{まち}町の^{せきむ}責務と
^{ちょうみん}町民が^い担う^な役割^{やくわり}について^{あき}明らかにしながら、^{まち}町が^{おこな}行う^{せさく}施策の^{すいしん}推進に必要な^{ひつよう}方針を^{さだ}定め
ることで、^{ちょうみん}町民の手話及び^{しゅわ}ろう者に対する^{しゃ}理解と^{たい}手話の^{りかい}普及^{しゅわ}を^{ふきゅう}促進し、^{そくしん}全ての^{すべ}町民
が^いともに^{ちいき}生きる^{じつげん}地域社会を実現することを^{もくてき}目的としています。

きほんりねん
(基本理念)

第2条 ろう者とろう者以外の者が、^{しゃ}相互に^{しゃいがい}人格と^{もの}個性を^{そうご}尊重し^{じんかく}合^{こせい}いながら^{そんちょう}共生^あすることを^{きょうせい}基本として、^あろう者の^{きほん}意思疎通^{しゃ}を行う^{いしそつう}権利を^{おこな}尊重し、^{けんり}手話の^{そんちょう}普及^{しゅわ}を^{ふきゅう}
^{はか}図るものとする。

かいせつ
(解説)

^{しゅわ}手話に関する^{かん}基本理念^{きほんりねん}を^{さだ}定めたものです。

^{しゅわ}手話の^{ふきゅう}普及においては、^{しゃ}ろう者と^{しゃいがい}ろう者以外の^{もの}者が、^{たが}お互いを^{りかい}理解し^{そんちょう}尊重し^あ合^あいながら^{そんちょう}共生^あすることを^{きょうせい}基本として、^あろう者の^{きほん}意思疎通^{しゃ}を行う^{いしそつう}権利を^{おこな}尊重^{けんり}することとし
ています。

まち せきむ
(町の責務)

だい じょう まち ちょうみん しゅわおよ しゃ たい りかい ひろ しゅわ ふきゅう た
第3条 町は、町民の手話及びろう者に対する理解を広げ、手話の普及その他の
しゅわ しょう かんきょう せいび つと
手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

かいせつ
(解説)

まち きほんてき せきむ さだ
町の基本的な責務について定めています。

まち ちょうみん たい しゅわ しゃ も ちょうかくしょうがい とくせい ただ りかい ひろ
町は、町民に対し手話とろう者が持つ聴覚障害の特性について正しい理解を広
ることで、手話とそれを使うろう者の権利が認められるよう普及啓発に努め、手話の
ふきゅう しゅわ かん がくしゅう しんこう しゅわつうやくしゃ はけん いしそつうしえん
普及のほか、手話に関する学習の振興、手話通訳者の派遣による意思疎通支援など、
しゅわ しょう かんきょう せいび すす
手話を使用しやすい環境となるよう整備を進めていきます。

けん れんけいおよ きょうりょく
(県との連携及び協力)

だい じょう まち じょうれい もくてきおよ きほんりねん たい ちょうみん りかい そくしんなら しゅ
第4条 町は、この条例の目的及び基本理念に対する町民の理解の促進並びに手
わ ふきゅう た しゅわ しょう かんきょう せいび あ けん れんけい およ
話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に当たっては、県と連携し、及
び協力するよう努めるものとする。

かいせつ
(解説)

けん れんけいおよ きょうりょく さだ
県との連携及び協力について定めています。

まち せきむ すいこう けん れんけい ふか きょうりょく すいしん
町の責務を遂行するにあたっては、県との連携を深め、協力して推進していくよう
つと
努めることとしています。

ちょうみん やくわり
(町民の役割)

だい じょう ちょうみん しゅわおよ しゃ たい りかい ふか まち すいしん せさく きょうりょく
第5条 町民は、手話及びろう者に対する理解を深め、町が推進する施策に協力
するよう努めるものとする。

かいせつ
(解説)

ちょうみん ちょうない きょじゅう つうがく また つうきん こじん きほんてき やくわり さだ
町民（町内に居住し、通学し、又は通勤する個人をいう。）の基本的な役割を定
めています。

ちょうみん しゅわ しゃ たい ただ りかい ふか まち
町民は、手話とろう者に対する正しい理解を深めていくことと、町がそのために推
しん せさく きょうりょく もと
進する施策に協力することを求めています。

じぎょうしゃ やくわり
(事業者の役割)

だい じょう じぎょうしゃ しゃ りよう ていきょう しゃ はたら
第6条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい
かんきょう せいび つと
環境を整備するよう努めるものとする。

かいせつ
(解説)

じぎょうしゃ ちょうない いりよう しょうぎょう こうぎょう きんゆうぎょう た じぎょう おこな もの
事業者(町内において医療、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をい
う。)の基本的な役割を定めています。

じぎょうしゃ しゃ りよう ていきょう しゃ はたら かん
事業者は、ろう者が利用しやすいサービスの提供、またはろう者が働きやすい環
きょう せいび しゃ いしそつう たい ひつよう そち こう もと
境の整備のため、ろう者の意思疎通などに対し、必要な措置を講ずるよう求めていま
す。この場合、手話による意思疎通に限定せず、提供する相手の聴覚障害の特性を
り かい じょうきょう おう ごうりてきはいりよ おこな
理解し、状況に応じた合理的配慮を行うこととしています。

せさく すいしんほうしん
(施策の推進方針)

だい じょう まち つぎ あ せさく そうごうてき けいかくてき すいしん ほうしん い か すい
第7条 町は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための方針(以下「推
しんほうしん さくてい
進方針」という。)を策定するものとする。

しゅわおよ しゃ たい りかい そくしんなら しゅわ ふきゅう かん
(1) 手話及びろう者に対する理解の促進並びに手話の普及に関すること。

しゅわ じょうほう はっしんおよ しゅとく かん
(2) 手話による情報の発信及び取得に関すること。

しゅわ いしそつう しえん かん
(3) 手話による意思疎通の支援に関すること。

2 まち ぜんこう きてい さくてい すいしんほうしん ていきてき みなお おこな
町は、前項の規定により策定した推進方針について、定期的に見直しを行うも
のとする。

3 まち すいしんほうしん さくていおよ みなお あ しゃ しゅわつうやくしゃ た かんけい
町は、推進方針の策定及び見直しに当たっては、ろう者、手話通訳者その他関係
しゃ いけん き まち さだ しょうがいしゃ かん けいかく せいごう はか
者の意見を聴くとともに、町が定める障害者に関する計画と整合を図るものとし
る。

かいせつ
(解説)

ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策について、総合的か
つ計画的に推進するための方針について規定しています。

だい こう すいしんほうしん ていきてき みなお きてい
第2項は、推進方針の定期的な見直しについて規定しています。

だい こう すいしんほうしん さくていおよ みなお しゃおよ しゅわつうやくしゃ た かんけい
第3項は、推進方針の策定及び見直しについて、ろう者及び手話通訳者、その他関係
しゃ たい ひろ いけん き あわ まち さだ しょうがいしゃ きほんけいかくおよ しょう
者に対し、広く意見を聞くものとし、併せて、町が定めている障害者基本計画及び障
がいふくし けいかく せいごう はか
害福祉計画との整合を図るものとしています。

しゅわ まな きかい かく ほうとう
(手話を学ぶ機会の確保等)

だい じょう まち けん た かんけい きかん しやおよ しゅわ かか もの きょうりよく ちょう
第8条 町は、県その他の関係機関、ろう者及び手話に関わる者と協力して、町
みん しゅわ まな きかい かく ほうとう つと
民が手話を学ぶ機会の確保等に努めるものとする。

かいせつ
(解説)

まち ちょうみん しゅわ まな きかい かく ほう
町が町民に手話を学ぶ機会を確保するにあたっては、県その他の関係機関、ろう者
およ しゅわ かか もの れんけい さだ
及び手話に関わる者と連携することを定めています。

しゅわ まな きかい かく ほうとう しゅわ ほう しんようせいこう ごおよ しゅわ きょうしつどう かいさい かい
手話を学ぶ機会の確保等とは、手話奉仕員養成講座及び手話教室等の開催、その開
さい さい ひつよう しえん しゅわ がくしゅう とりくみ すいしん い
催にあたっての必要な支援、手話の学習への取組の推進を言います。

きょうりよく もと かんけい きかん ちょうかくしやうがいしや とう い し そつう し
協力を求める関係機関は、聴覚障害者コミュニケーションプラザ等の意思疎通支
えん き かん ちょうかくしやうがいしやふく しきょうかい しゅわ つうやくしやおよ だんたい しゅわ
援機関、聴覚障害者福祉協会、手話通訳者及びその団体、手話サークルなどです。

がっこう しゅわ ふきゅう
(学校における手話の普及)

だい じょう まち がっこうきょういく しゅわおよ しや たい りかい そくしんなら しゅわ
第9条 町は、学校教育における手話及びろう者に対する理解の促進並びに手話の
ふきゅう はか ひつよう そち こう つと
普及を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

かいせつ
(解説)

がっこう しゅわ ふきゅう はか きてい
学校において手話の普及を図ることを規定しています。

しゅわ りかい ひろ きょういく ば ふきゅう ふ かけつ ちょうない
手話への理解を広げるためには、教育の場における普及が不可欠であり、町内の
しょうちゅうがっこう ふく しきょういく なか しゅわ しや がくしゅう と い つと
小中学校の福祉教育の中で、手話とろう者についての学習を取り入れるよう努める
こととしています。

さいがい じ たいおう
(災害時の対応)

だい じょう まち さいがい じ しや ひつよう じょうほう じんそく え
第10条 町は、災害時において、ろう者が必要な情報を迅速に得ることができる
よう、 じょうほう はっしんおよ い し そつう しえん ひつよう そち こう つと
よう、情報の発信及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

かいせつ
(解説)

さいがい じ まち たいおう さだ
災害時の町の対応について定めています。

みみ じょうほう え しや さいがい はっせい じ じんそく
耳からの情報を得ることができないろう者にとって、災害の発生時において迅速に
じょうほう しゅとく こと おお かだい
情報を取得することができない事などが大きな課題となっています。

そこで、災害発生時の避難誘導や避難所における情報の提供にあたっては、ろう者に理解しやすい文字で提供するなど、合理的な配慮に基づいた措置を講ずるよう努めるものとしています。

また、ろう者が防災に対する知識を習得し、災害時の自助力を高めるために地域の防災活動等へ参加する際には、必要な支援を行っていきます。

さいせいじょう そち
(財政上の措置)

第11条 町は、手話に関する取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

かいせつ
(解説)

条例に基づく施策を推進するにあたり、一定の財政措置が必要になることから、財政上の措置の規定を設けています。

いにん
(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

かいせつ
(解説)

条例に関し必要な事項は別に定めるものとします。

ふそく
(附則)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。